

# 群馬大学生体調節研究所国際交流委員会規程

平成 28. 5. 10 制 定  
改 正 平成 29. 1. 10

## (設 置)

第 1 条 群馬大学生体調節研究所教授会の下に，群馬大学生体調節研究所国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との交流に関すること。
- (2) 外国の大学等からの教員及び研究員等の受入れに関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員等の派遣に関すること。
- (4) その他国際交流に関すること。

## (組 織)

第 3 条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生体調節研究所長（以下「所長」という）
- (2) 生体調節研究所副所長（以下「副所長」という）
- (3) 教授
- (4) その他所長が特に必要と認めた者 若干人

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き，所長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第 5 条 委員会は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は，出席議員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

## (報告等)

第 6 条 委員長は，委員会の審議結果を教授会に報告するものとする。

## (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聞くことができる。

## (専門委員会)

第 8 条 委員会に，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会については，委員会が別に定める。

## (事 務)

第 9 条 委員会の事務は，昭和地区事務部総務課において処理する。

## (規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は，教授会の議を経て，所長が行う。

## 附 則

この規程は，平成 28 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月10日から施行する。